

令和4年度  
気候変動予測先端研究プログラム  
公募要領

公募受付締切日  
令和4年3月2日(水) 12時必着 (e-Radのみで提出)

**【ご注意】府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への事前登録について**

本プログラムへの応募には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」へ所属機関及び代表者の登録を行っていただくとともに、応募情報の e-Rad への申請及び応募内容提案書の e-Rad への提出が必要です。

所属機関の e-Rad への登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕を持って実施して下さい。複数機関でチームを構成する場合は、主管実施機関及び共同参画機関の e-Rad への登録手続きが必要です。

詳細は e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

◆e-Rad ポータルサイト:<https://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad 利用可能時間帯：年中無休（ただし、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。）

◆e-Rad ヘルプデスク：Tel：0570-066-877（9:00～18:00 ただし土、日、祝を除く）

**重要 e-Rad による申請手続きを行わないと、本プログラムへの応募が出来ませんので、ご注意ください。**

<プログラム内容に関するお問い合わせ>（受付時間帯：平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課

TEL：03-5253-4111（内線 4472） Eメール：kankyou@mext.go.jp

文部科学省  
令和4年2月

## 目次

I.	事業概要	1
1.	はじめに	1
2.	事業の背景	1
3.	事業の目的	2
4.	事業の概要	2
II.	公募概要	3
1.	募集から契約までのスケジュール	3
2.	応募の要件	4
3.	公募内容	6
4.	採択後の事業実施体制	11
5.	実施期間、実施予定額	12
6.	事業の管理と評価	13
7.	提案書類の受付等	13
8.	e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等	14
9.	提案書類の作成	16
10.	実施責任者等の指定	17
11.	審査及び採択	18
12.	公表等	18
III.	契約の締結等	20
1.	委託契約の締結	20
2.	委託費の範囲及び積算等	21
3.	事業成果の取扱い	21
4.	取得資産の取扱い	22
IV.	応募にあたっての留意事項	23
V.	問合せ先	40
	(別紙1)	41
	(別紙2)	46
	(別紙3)	47
	(別紙4)	50
	(別紙5)	52
	(別紙6)	54
	(別紙7)	56
	(別紙8)	62
	(別紙9)	69

## I. 事業概要

---

### 1. はじめに

「気候変動予測先端研究プログラム」は、これまで文部科学省が推進してきた気候変動研究をさらに発展させ、気候変動予測シミュレーション技術の高度化等による将来予測の不確実性の低減や、気候変動メカニズムの解明に関する研究開発、気候予測データの高精度化等からその利活用までを想定した研究開発を一体的に推進することで、気候変動対策（気候変動適応策・脱炭素社会の実現に向けた緩和策）に活用される科学的根拠を創出・提供することを目的として、令和4年度から新たに開始する委託事業です。

本資料は、「気候変動予測先端研究プログラム」について、公募の手続き等を説明するものです。応募にあたっては、以下の本事業の目的や公募概要等を十分ご理解いただいた上で、優れた成果が得られるように、本事業の趣旨に沿った応募をいただけるようお願いいたします。

なお、本公募は、令和4年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

### 2. 事業の背景

現在、国内外で異常気象、災害等が多発しており、これらは気候変動によって今後より頻発化、激甚化することが懸念されています。2021年8月に公開された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第1作業部会（自然科学的根拠）の第6次評価報告書では、温暖化について、人間活動の影響があることは疑う余地がないとされ、従来の報告書からさらに踏み込んだ表現がなされました。こうした気候変動への対策は、世界が一体となって取り組むべき課題であり、2022年以降新たに始まるIPCCの第7次評価報告書の作成サイクルや2023年に予定されているパリ協定に基づくグローバルストックテイク、2030年目標の持続可能な開発目標（SDGs）等、国際的な気候変動に関する取組に対して、我が国としても、気候変動に関する先進的な科学技術により積極的に貢献していくことは重要です。

また、国内でも様々な気候変動対策が進められています。気候変動への適応の観点では、2018年に気候変動適応法（以下「適応法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。この適応法に基づいて作成される気候変動適応計画は、2021年秋に約5年ぶりに改定され、この中で、国として最新の研究成果等を踏まえた気候変動予測等に関する科学的知見の整備することが明記されています。気候変動の緩和の観点では、同年、地球温暖化対策推進法が改正され、2020年秋に宣言された「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけ、我が国として総力を挙げて地球温暖化対策を推進していくことを内外に示しています。

このように、国における気候変動に関する法整備や様々な計画の策定、関連する取組の実施のほか、自治体や民間企業等においても気候変動対策の具体的な検討が進められています。特に、民間企業においては、近年拡大を続ける環境等に配慮した投資（ESG投資）の流れを受け、投資家等から気候変動リスク情報の開示が求められており、自社の気候関連リスク等を分析し、財務情報等で開示する取組（（気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD））が活発化しています。こうした取組において必要となる将来予測等の科学的根拠の重要性・ニーズは日々高まっている一方、これまでの気候変動研究で得られた研究成果（予測データ等）は、予測精度やニーズの高い情報の不足、データの使いやすさ等の問題から活用の範囲は限定的となっています。このため、研究成果が社会的なニーズにも対応できるよう、気候変動研究を進めていく必要があります。

これまで文部科学省では、「人・自然・地球共生プロジェクト」（平成14～18年度）、「21世紀気候変動予測革新プログラム」（平成19年度～23年度）、「気候変動リスク情報創生プログラム」（平成24～28年度）、「統合的気候モデル高度化研究プログラム」（平成29年度～令和3年度）と、4期20年にわたって世界最高水準のスーパーコンピュータである「地球シミュレータ」を最大限活用しながら、気候変動研究を推進してまいりました。上記のような背景を踏まえ、文部科学省では、これまでの成果をさらに発展させ、気候変動メカニズムの解明や気候変動予測の不確実性の低減を行うとともに、ニーズを踏まえた高精度な気候変動予測データの創出とその利活用までを想定した研究開発を推進することで我が国の気候変動研究の強化を図ります。

### 3. 事業の目的

本事業では、これまで文部科学省が推進してきた気候変動研究をさらに発展させ、気候変動予測シミュレーション技術の高度化等による将来予測の不確実性の低減や、気候変動メカニズムの解明に関する研究開発、気候予測データの高精度化等からその利活用までを想定した研究開発を一体的に推進することで、気候変動対策（気候変動適応策・脱炭素社会の実現に向けた緩和策）に活用される科学的根拠を創出・提供することを目指します。

### 4. 事業の概要

本事業では、上記目的を達成するため、「統合的気候モデル高度化研究プログラム」の成果を発展的に継承しながら、気候モデルを中核とする気候変動予測シミュレーション技術の高度化を含む世界最高水準の気候変動予測に関する研究を、4つの研究領域課題（課題1.「気候変動予測と気候予測シミュレーション技術の高度化（全球気候モデル）」、課題2.「カーボンバジェット評価に向けた気候予測シミュレーション技術の研究開発（物質循環モデル）」、課題3.「日本域における気候変動予測の高度化」、課題4.「ハザード統合予測モデルの開発」）を連携させ一体的な研究体制を構築しながら、領域課題ごとに1件程度採択し、実施します。

## II. 公募概要

### 1. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



※1 面接審査の対象機関に対して、実施日時等を連絡します。

※2 実施責任者及び事務連絡担当者に採否結果を通知します。

#### 【公募説明会について】

事業の内容、応募の手続き等についての説明会を以下のとおり実施します。

日時：令和4年2月14日(月) 14時30分～15時30分

場所：WEB開催

参加ご希望の方は、以下の宛先に e-mail にて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスをご記入の上、お申込みください（申し込み締切り：2月10日(木)12時）。

e-mail:kankyou@mext.go.jp

件名：「気候変動予測先端研究プログラム公募説明会申込」

## 2. 応募の要件

本事業では、以下の要件を満たす国内の機関による提案を募集します。複数の研究機関等による共同提案も可能としますが、その場合には主管機関を1機関定め、当該機関から応募してください。主管機関とならない機関は、参画機関として主管機関との間で事業の実施に必要となる契約等（以下「再委託契約」という。）を締結して参加します。なお、参画機関は、真にその必要性が認められる場合に限りです。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。なお、研究者・職員個人は対象としません。

本公募への応募に当たっては、上記の応募機関に所属する常勤または非常勤の職員が研究代表者（以下、領域代表者という）となって申請してください。応募から研究開発終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、領域代表者となることを避けてください。

### （1） 応募機関の要件

本事業に応募できるのは、以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等の機関とします。研究者・職員個人は対象としません。なお、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求める事があります。

- ・ 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- ・ 高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- ・ 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人含む）
- ・ 一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（ただし、法人格を有すること）
- ・ 特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

また、応募する機関は、以下の要件も満たす必要があります。

- ・ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の機関でないこと。

- ・ 採択された場合に、本事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。
- ・ 採択された場合に、本事業の契約手続等の事務を行うことができる機関であること。

## (2) 領域代表者の要件

領域代表者は、領域課題 1～4 の各研究課題の実施主体の共同研究に関する提案及びヒアリング等の審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する者とし、当該共同研究が採択された後は、実施体制における円滑な研究の推進と各研究課題の達成目標に向けて、領域課題の代表者として研究推進に係る連絡の取りまとめを行うとともに、PD・PO（後述）と連携し、研究分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行います。

本事業に応募できる領域代表者は、事業推進の責任を果たすことができる次の（ア）～（エ）すべてを満たす研究者とします。

- (ア) 事業を実施する適切な体制を取ることが可能であること。
- (イ) 提案した事業計画を適切に実施する能力を有していること。
- (ウ) 実施期間を通じて委託事業全体に責任を負い、研究開発等に力を注げること。
- (エ) 不適正経理に係る申請資格の制限等を有していないこと。

## (3) 研究参画者の要件

研究に参画する者については、本事業を適切に遂行するための専門的知識、ノウハウ及び実績を有していること。

## (4) 実施内容の要件

実施内容は、以下の要件を満たしている必要があります。なお、複数の研究機関等による共同提案として応募する場合は、主管機関及び参画機関で各項目を満たしていれば可とします。

- (ア) 領域課題 1～3 の実施に当たっては、高度なシミュレーションを行うための計算機資源として、世界最高水準のスーパーコンピュータである地球シミュレータの活用を前提とすること。

### 【具体的要件】

- ・ 大型計算機（スーパーコンピュータ）の利用経験があり、自ら改良できるプログラムを持っていること。
- ・ 地球シミュレータは、多数の高性能ベクトルプロセッサに汎用スカラプロセッサ (CPU) や GPU も統合したマルチアーキテクチャ・システムである。このようなシステムの特徴を生かすため、プログラムのベクトル化率が高く並列化効率の高いプログラムを実

行できること。加えて、CPU や GPU を活用することで、研究計画をより推進できることが望ましい。

- ・ 応募時に、必要となる地球シミュレータの使用量を明示すること。

※留意事項：

なお、採択後の事業の実施にあたっては、地球シミュレータの利用に関して、別途、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球シミュレータセンターが定める利用条件に従い、利用手続きを行う必要があります。

(イ) 本事業では、IPCC への貢献を重要な目的であり社会実装方策の一つとして掲げていることから、IPCC 第7次評価報告書やUNFCCC等に対して、執筆活動や会合参加などによる積極的な貢献を果たすこと。

(ウ) 最新の衛星や気象レーダー、船舶等による観測データ等の有効性を考慮しつつ、これらを積極的に活用するとともに、国内外の動向等を踏まえながら機械学習・人工知能(AI)技術の活用についても検討すること。なお、実施に当たっては、事業開始後、公募により研究体制を構築すること。

### 3. 公募内容

以下の研究領域課題1~4について、実施機関による提案を募集します。なお、各領域課題に取り組む上で重要であるにもかかわらず、領域課題に言及のない技術的課題が存在する場合には、各領域課題においてその技術的課題に対応するための取組を追加し、必要な体制を提案することを認めます。

また、事業として一体的な気候変動研究の実施を行うために、各領域課題の研究内容及び実施体制等に関して、文部科学省は、他の領域課題との連携を受託者に求めます。加えて、国内の気候変動予測研究分野における人材育成にも取り組んでください。

※留意事項：

研究計画修正の必要が認められる場合には、採択時に計画修正や実施体制の変更を条件として付す場合があります。

(1) 課題1. 気候変動予測と気候予測シミュレーション技術の高度化(全球気候モデル)

【領域課題】

○2021年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル第1作業部会

(IPCC/WG1)の第6次評価報告書(AR6)では、各国の気候モデルを用いた温暖化予測シミュレーションの成果が引用されており、我が国も前事業で開発された気候モデルを用いて参加し、過去の気候変化の要因分析や今世紀末の気候予測に貢献している。また、気候感度の推定幅減少や地球温暖化の停滞現象(ハイエイタス)の評価、

全球の降水量・水循環変化の評価等、前事業までに創出された研究成果が多数引用されており、我が国は IPCC の活動に大きく貢献している。引き続き、気候変動予測の不確実性の低減や、気候変動メカニズムの解明等により、世界の気候変動研究コミュニティにおける日本のプレゼンスを向上させる最先端の科学的知見を創出していく必要がある。

- 雲・降水・放射・海洋・陸面等の各種物理プロセスの理解とモデル化を進め、それらに基づく全球気候モデルの開発・高度化を行い、気温、降水、大気海洋循環、海面水位等の将来予測の不確実性を低減させる。この全球気候モデルを、気候変動に影響を与える炭素・窒素等の物質循環や関連する生態系のプロセスを組み込んだ地球システムモデルに統合する。この統合したモデルを活用して、気候変動予測の不確実性の低減や近未来予測データの創出に取り組む。
- これらの全球気候モデル・地球システムモデルの高度化等を通じ、以下の研究にも取り組む。
  - ・過去から今世紀末までの大規模な大気・海洋循環の変化、気候感度や水循環の不確実性の低減に資するフィードバック過程等の気候変動メカニズムの解明や要因分析等
  - ・極端現象等における温暖化寄与推定において有効なイベント・アトリビューション (EA) 手法の高度化による、グローバルな気象・気候変化に対する温暖化寄与の推定・定量化やグローバルな気象・気候変化と地域の極端気象現象等の関係性の解明を行う EA 研究等
- これらの研究について、以下の点を含めて取り組む。
  - ・IPCC と深く関連する世界気候研究計画 (WCRP) の国際プログラム等に参加し、IPCC における第 7 次評価報告書の作成を含む今後の活動への貢献
  - ・最新の衛星、気象レーダー、船舶等による観測データ等の有効性を考慮しつつ、これらの積極的な活用
  - ・国内外の動向等を踏えながら機械学習・人工知能 (AI) 技術の活用についての検討

## (2) 課題 2. カーボンバジェット評価に向けた気候予測シミュレーション技術の研究開発 (物質循環モデル)

### 【領域課題】

- 2015 年に採択されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C 以内に抑えるとする 2°C 目標に加え、今世紀後半のカーボンニュートラルの実現が示されており、2023 年以降 5 年ごとにパリ協定に基づき、同協定で示された長期目標に対する各国の気候変動対策の進捗状況の確認 (グローバルストックテイク) が行われる予定である。また、我が国でも、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル (CN2050)」が宣言されるなど、国内外で脱炭素社会の実現に向けた取組が加速している。

○こうした国内外の動向を踏まえ、我が国として気候変動に関する科学的知見の提供等を通じて CN2050 と脱炭素社会の実現に貢献していくことは重要である。気候変動予測の不確実性の低減や、気候変動メカニズムの解明等に加え、特に、CN2050 に向けて、特定の温度目標に対する温室効果ガスの排出許容量（カーボンバジェット）評価の信頼度を向上させるためには、地球システムモデルにおいて、より精緻な物質循環のプロセスを考慮していく必要がある。

○高度な気候予測シミュレーション技術等を活用し、炭素循環に関連する気候変動メカニズムやティッピング・エレメント現象等の解明を進めるとともに、永久凍土融解によるメタンの放出や森林火災、二酸化炭素以外の温室効果ガスや短寿命気候強制因子（SLCF）の動態等の物質循環やそれに関わるプロセスモデルを開発し、地球システムモデルに統合する。この統合したモデルを活用して、カーボンバジェット評価の不確実性の低減や CN2050 の実現に向けた取組に貢献できる気候変動予測データの創出に取り組む。

○気候変動対策を適切に進めていくためには、気候変動に対する人間活動の影響及び気候変動が人間活動に与える影響を含めた両者の相互作用を考慮することが必要であることから、地球システムモデルと社会経済学等で開発されてきたモデルとを結合し、CN2050 の実現に向けた取組に貢献できる科学的知見の創出に取り組む。

○これらの研究について、以下の点を含めて取り組む。

- ・ IPCC と深く関連する世界気候研究計画（WCRP）の国際プログラム等に参加し、IPCC における第 7 次評価報告書の作成を含む今後の活動への貢献
- ・ 最新の衛星、気象レーダー、船舶等による観測データ等の有効性を考慮しつつ、これらの積極的な活用
- ・ 国内外の動向等を踏まえながら機械学習・人工知能（AI）技術の活用についての検討

○本プログラム全体としての領域課題横断的な対応を行うため、以下の点に取り組む。

- ・ 本プログラム内外で研究者が横断的に連携する一体的な研究体制を構築するための事務局機能
- ・ 研究成果の社会実装に向けた一般社会に向けた啓発活動等
- ・ 本プログラムの各課題で創出された研究成果を一体的に収集・管理し、適切に利用できるようにするためのデータサーバーの運用

### （3） 課題 3. 日本域における気候変動予測の高度化

#### 【領域課題】

○気候変動適応法に基づき策定された気候変動適応計画（2021 年 10 月閣議決定）において、国の役割として科学的知見の整備が記載されており、文部科学省と気象庁で

は、気候変動に関する有識者会議（気候変動に関する懇談会）を開催し、全ての気候変動対策の基盤となる我が国の気候予測データセットの整備等を進めている。

- 気候予測において重要な大気海洋間の相互作用を考慮した、各種物理プロセスを精緻に表現できる気候モデルを開発・高度化を行い、当該モデルを活用して、ユーザーニーズ等を踏まえた日本域の高精度な気候予測データセットを創出する。特に、国・地方自治体における気候変動適応策の検討・実施や民間企業のTCFDにおける物理リスク評価等のユーザーニーズに対応できるよう、以下の点を含めて取り組む。
  - ・文部科学省におけるこれまでの気候変動研究プログラムで作成した「地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース」の高度化（高解像度化、アンサンブル数の増加、要素数の充実等）による、数百年に一度といった極端高温、豪雨等に関する確率的な気候予測の不確実性の低減
  - ・日本域の近未来予測データ及び現時点から今世紀末までの時間連続実験データの創出
  
- 当該気候モデルの高度化等を通じ、以下の研究にも取り組む。
  - ・高精度な気候予測に必要となる気候変動メカニズムの解明
  - ・日本域の極端気象現象に対する温暖化寄与の推定・定量化や日本域の極端気象現象とハザードの関係性の解明を行うEA研究等
  
- これらの研究について、以下の点を含めて取り組む。
  - ・IPCCと深く関連する世界気候研究計画（WCRP）の国際プログラム等に参加し、IPCCにおける第7次評価報告書の作成を含む今後の活動への貢献
  - ・最新の衛星、気象レーダー、船舶等による観測データ等の有効性を考慮しつつ、これらの積極的な活用
  - ・国内外の動向等を踏まえながら機械学習・人工知能（AI）技術の活用についての検討
  - ・国、地方自治体、民間企業等のユーザーとの連携
  
- 当該気候予測データセットをユーザーに使いやすい形で提供するため、以下の点に取り組む。
  - ・多様なユーザーニーズに対応する気候予測データセットを提供できるツールを文部科学省におけるこれまでの気候変動研究プログラムの成果を活用して開発・運用
  - ・データ統合・解析システム（DIAS）等と連携した気候予測データセットの利活用の促進に資する取組の実施
  
- 我が国と同様に大雨、洪水、高潮等のリスクが高まっている地域における気候変動適応策の検討・実施に貢献するため、当該地域を対象とした高精度な気候予測データセットの創出に関する研究に当該地域の研究者と連携して取り組む。

#### (4) 課題4. ハザード統合予測モデルの開発

##### 【領域課題】

- 国だけではなく各地方自治体等のレベルでより適切かつ具体的な気候変動適応策を検討・実施していくためには、全球・領域気候モデルによる気温、降水量等の気候予測情報に加え、それらに基づいて計算される大雨、洪水、高潮、台風等のハザード予測を日本全国に適用し、地域スケールでも活用可能な詳細なハザード予測情報が必要である。また、近年国内外で顕著な大雨、洪水、熱波、渇水、強風等による自然災害が頻発化、激甚化し、今後の気候変動でより深刻化することが想定される中で、IPCC第6次評価報告書においても強調されているように、土砂災害と洪水、高潮と洪水、熱波と干ばつに伴う森林火災等、複合的な災害への注目が高まっている。
- 海洋、陸面等の各種物理プロセスの理解とモデル化を進め、ハザード予測モデルの開発・高度化を行う。特に、陸域モデルは、ハザード予測モデルだけではなく、全球・領域気候モデルを構成する要素でもあり、その精緻なモデル開発は非常に重要であることから、全球・領域気候モデルでの活用も考慮しながら、ハザード予測に関連する主要な過程（人間活動（灌漑等）、人口動態、都市域氾濫等）や水文過程（蒸発散、遮断、積雪、融雪、浸透、表面流出等）等も考慮した精緻な陸域モデルの開発を行う。
- 文部科学省におけるこれまでの気候変動研究プログラムにおいてハザード毎に開発していたハザード予測モデルを統合し、複合的な災害の評価が可能となるハザード統合予測モデルを開発する。当該モデルの開発等を通じて、以下の研究にも取り組む。
  - ・気候変動を踏まえた大雨に伴う洪水や土砂の流出メカニズム等のハザードメカニズムの解明
  - ・「地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース」を用いた、線状降水帯による集中豪雨などの極端気象現象や水資源等に関する高精度な将来変化予測及びハザード対策に資する研究
  - ・過去及び現在の極端気象現象に伴うハザード予測に対する温暖化寄与の推定・定量化を行う EA 研究等
- これらの研究について、以下の点を含めて取り組む。
  - ・最新の衛星、気象レーダー、船舶等による観測データ等の有効性を考慮しつつ、これらの積極的な活用
  - ・国内外の動向等を踏まえながら機械学習・人工知能（AI）技術の活用についての検討
  - ・国、地方自治体、民間企業等のユーザーとの連携
- 我が国と同様に大雨、洪水、高潮等のリスクが高まっている地域における気候変動適応策の検討・実施に貢献するため、当該地域を対象としたハザード予測に関する研究に当該地域の研究者と連携して取り組む。

#### 4. 採択後の事業実施体制

本事業では、採択された機関が文部科学省と委託契約（共同提案の場合は、参画機関は主管機関と再委託契約）を締結し、文部科学省に代わって事業を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は III. をご参照ください。採択された機関は、以下の体制で本事業を実施していただきます。

##### (1) 実施体制

実施機関は、文部科学省からの直接の受託者として、一定の契約責任を有する日本国内の機関であることとします。なお、複数の研究機関等による共同提案の場合、II. 3 を実施する母体として文部科学省からの直接の受託者となる1つの機関を主管機関とし、II. 3 の実施内容を主管機関との間で業務分担し、当該範囲の実施責任を負いつつ実施する機関を参画機関とします。

##### ※留意事項：

再委託契約については、真に必要性が認められる場合に限ることとします。但し、文部科学省から見て再々委託になる契約については認められません。

##### (ア) プログラム・ディレクター (PD)

PD は、文部科学省により事業全体の調整を図るために配置され、本プログラムを効率的・効果的に運営するための全体調整について責任を負い、以下の役割を担います。

- ・ プログラム全体の研究開発の進捗状況の管理
- ・ プログラムの運営方針及び資金の配分額に関する検討
- ・ プログラムのマネジメントシステムの向上（研究調整委員会の主宰、課題間調整のための実施主体への指導、外部評価への対応の統括等）

##### (イ) プログラム・オフィサー (PO)

PO は、文部科学省により領域課題 1～4 毎に配置され、本プログラムの研究開発を効果的に推進するため、研究課題の進捗管理、研究計画の調整等、上記 PD の役割を補佐します。

##### (ウ) 研究調整委員会

研究調整委員会は、PD が主催し、PD、PO、領域代表者等により構成され、複数の領域課題を横断的に連携することにより、各領域課題の達成目標の実現を促進します。研究調整委員会の事務局は領域課題 2 が担当します。出席者の旅費等については、PD、PO は文部科学省、領域代表者は各領域課題、それ以外の出席者は研究調整委員会の事務局である領域課題 2 が負担します。

(エ) 研究運営委員会

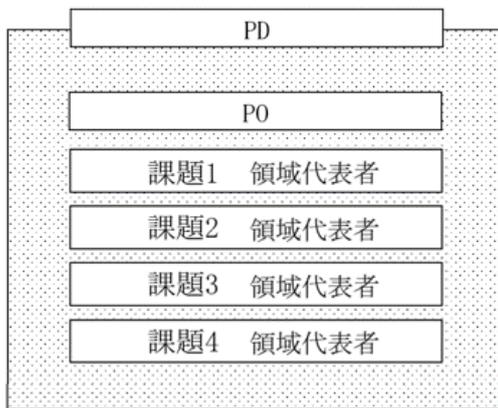
研究運営委員会は、領域課題 1~4 毎に領域代表者が主催し、PD、PO、領域代表者、研究者、外部有識者等により構成され、領域に属する研究課題の円滑な推進、運営管理に必要な連絡調整を行います。研究運営委員会の事務局は各領域課題が担当します。PD、PO、領域代表者、研究者、外部有識者等の旅費等については、研究運営委員会の事務局である各領域課題が負担します。なお、必要に応じて外部有識者として海外の専門家を招き、研究内容に関して意見交換を行う等、研究課題の推進に有意義な機会とします。

(オ) その他

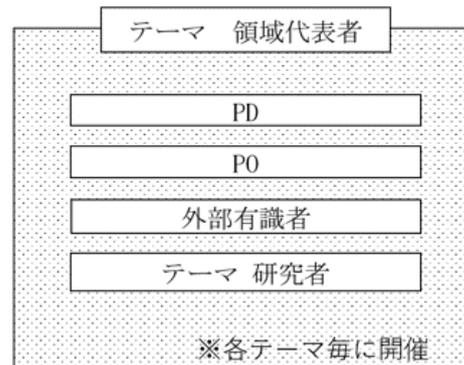
上記のほか、PD、PO 及び文部科学省は、研究開発の連携、アウトリーチ活動等に対応する各種体制の設置や事業方針に関する指示・助言を行うことがあります。

研究調整委員会、研究運営委員会について、以下にイメージを示します。

研究調整委員会



研究運営委員会



## 5. 実施期間、実施予定額

(1) 実施期間

原則として5年間（令和4年度～令和8年度）とします。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否判断するものとします。なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。

(2) 実施予定額

地球シミュレータ使用料を除く各年度の計画額の規模については、課題1は1.2億円程度、課題2は1.0億円程度、課題3は1.9億円程度、課題4は1.0億円程度とします（地球シミュレータの使用に必要な経費については別途措置するので、提案時には、利用希望ノード時間を記載し、費用の積算からは除外すること。）。

なお、領域課題ごとに、1件程度の採択を予定しています。

ただし、令和4年度以降の毎年度の委託費については、研究開発の進捗や本事業の各年度予算規模により、年度毎に決定します。

## 6. 事業の管理と評価

### (1) 事業管理

本事業については、文部科学省から適宜事業の進捗状況の確認や報告を求めるとともに、事業実施場所において事業状況の確認を行うことがあります。その結果、進捗状況に応じて、計画の変更、課題の中止等を求めることがあります。また、経理面の確認も行うことがあります。

### (2) 評価

実施期間が3年目をむかえた時点で、中間評価を実施します。また、研究実施終了後には事後評価を実施します。中間評価においては、それまでの事業の進捗を評価し、3年目までの目標を達成しうるか否かについて確認した上で、委託機関として継続することの可否を判断します。なお、中間評価及び事後評価の結果については、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に報告されるとともに、文部科学省のホームページを通じて公表されます。

## 7. 提案書類の受付等

本事業で御提出いただく書類は原則としてe-Radを通して提出期限内までに提出してください。提出いただく書類は、以下のとおりです。

- ・ 提案書類一式

提出を要する提案書類は「様式1～様式8」及び別添「提出書類チェックシート」です。様式4の「用語の説明書」については、提出を義務付けるものではありませんが、難解な専門用語等を記載している場合は、提案内容の理解を助ける補助資料として、必要に応じ、提出してください。

- ・ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

### (1) 提案書類書式の入手方法等

提案書等の必要書類は、文部科学省のホームページの公募情報([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm)) またはe-Radのポータルサイトからダウンロードしてください。

評価方法にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出してください。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出てください。

## (2) 提案書類の受付期間

令和4年2月7日(月)～令和4年3月2日(水)12時※e-Radによる受付期限(厳守)

※全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので御注意ください。公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書(提案書類の様式5)に記入し、所属機関長による署名(自署に限る。公印不要。)の上、e-Radにて提出してください。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はありません。

- ・機関の代表者の選任・任命を国が行う機関(国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等)
- ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関(地方公共団体)

## 8. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

### (2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募はe-Radを通じて行っていただきます。応募の流れについては、別紙4を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### (ア) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Radの使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録

応募時までにはe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

#### (イ) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

##### <注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局環境エネルギー課に問い合わせてください。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局環境エネルギー課まで連絡してください。

#### (ウ) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

### (3) その他

#### (ア) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

#### (イ) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局環境エネルギー課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究開発局環境エネルギー課	TEL : 03-6734-4181 FAX : 03-6734-4162 E メール: <a href="mailto:kankyoun@mext.go.jp">kankyoun@mext.go.jp</a>
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

#### (ウ) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 9. 提案書類の作成

提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項とともに、e-Rad への応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので御注意ください。

### (1) e-Rad の操作方法等

「8 (2) e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

### (2) 提案書類の作成及び提出上の注意

- ・枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- ・提案書類の記載 (入力) に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。

- ・提案書類は日本語で作成してください。
- ・入力する文字のサイズは原則として12ポイントを用いてください。
- ・郵便番号は7桁で記入してください。
- ・用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。

### (3) 提案にあたっての注意事項

#### (ア) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、所属する研究機関の了承を得た上での承認が必須となります。e-Rad上で機関承認の処理を必ず行ってください。研究者がe-Radに登録したのみでは提案書は受け付けられませんので、御注意願います。

なお、複数の参画機関が共同で事業を実施する場合には、参加する全ての参画機関の了承を得た上で提出してください。

また、所属機関の事務担当者は、e-Radにより提案内容を閲覧することができます。

#### (イ) 提案内容の調整

実施機関の選定及び本事業の実施に当たっては、予算の制約等の理由から、提案内容の修正を求めることがあります。また、本事業の実施に割り当てられる経費は、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### (ウ) 対象外となる提案について

以下に示す提案は本事業の対象外となります。

- ・単に既製の設備備品の購入を目的とする提案（単に試験設備の製作・試運転を目的とするもの）
- ・他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

## 10. 実施責任者等の指定

本事業への応募にあたっては、以下の方を指定してください。

### (1) 実施責任者等

応募にあたっては、事業の推進に責任を持つ実施責任者1名を指定してください。

（共同提案を行う場合は、主管機関における実施責任者1名を指定してください。）

### (2) 参画機関実施責任者

共同提案を行う場合においては、参画機関における事業の推進に責任を持つ参画機関実施責任者を指定してください。

### (3) 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するにあたっては、文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に実施責任者と連絡をとることができる、実施責任者と同じ機関に所属する

担当者（事務連絡担当者）を指定してください。なお、実施責任者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

## 1 1. 審査及び採択

### (1) 審査方法等

本事業の公募に係る審査は、文部科学省に設置した審査委員会において行います。具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び評価方法に基づき、書面審査及び領域代表者等に対する面接審査を実施します。面接審査は、書面審査によって選定されたプロジェクトのみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。なお、審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。また、審査に携わる関係者には、審査の過程で取得した一切の情報を、審査期間だけではなく、審査終了後も第三者に漏えいしないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することを義務づけます。

### (2) 審査要領

提案されたプロジェクトは、評価項目及び評価方法に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行います。具体的には審査要領（別紙1）を参照してください。

### (3) 選定結果の通知等

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果に基づく採択の可否については、領域代表者及び事務担当者に対して通知します。この際、採択に関して、条件を付ける場合があること、別途再審査となることがあります。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。

採択の決定後、文科省HPへの掲載等により審査委員等についての情報を公開します。

### (4) 契約の締結

本事業では、1つの主管機関が文部科学省と委託契約（参画機関は主管機関と再委託契約）を単年度ごとに締結し、主管機関及び参画機関が文部科学省に代わって、事業を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は「III. 契約の締結等」を御参照ください。

## 1 2. 公表等

### (1) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、領域代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にするこ

とが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜、本事業のウェブサイト等において公開します。

## (2) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績状況について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## (3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmapに登録くださるよう、御協力をお願いします。

### III. 契約の締結等

#### 1. 委託契約の締結

##### (1) 契約条件等

第2章に基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとします。

採択された機関（共同提案の場合、主管機関）については、予算の成立を前提に、文部科学省と主管機関との間において、国の会計年度の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになります。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。

契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された主管機関であっても取消しとなることがあります。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがあります。

加えて、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。なお、毎年度の事業の進捗状況又は中間評価等の結果を踏まえ、年度途中での事業計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

##### (2) 再委託契約について

主管機関が事業を実施するに当たって、本委託契約の一部を参画機関に委託するような共同提案の場合は、主管機関は参画機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理することが必要となります。

##### (3) 契約の準備について

主管機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、主管機関には遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照していただくことになります。

また、会計規程及び職務発明規程の整備もお願いいたします。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

#### (4) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます。

なお、共同提案の場合、本委託契約を行う主管機関は、当該年度の委託契約期間終了までに参画機関（再委託先）からの委託業務実績報告書を受けて、再委託契約の額の確定等を、当該主管機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告するようにしてください。

## 2. 委託費の範囲及び積算等

### (1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、本事業に直接係る経費及び間接経費とします。本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

### (2) 委託費の積算

本事業に必要な経費を費目ごとに算出し、総額を計上の上、提案書類の様式2に記載してください。

### (3) 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。原則として、間接経費は直接経費の30%とします。

## 3. 事業成果の取扱い

### (1) 委託業務成果報告書の提出

主管機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を電子媒体で提出していただきます。電子媒体はファイル形式をPDF形式とします。また、同内容の電子媒体をWord形式でも併せて提出してください。委託業務成果報告書は、国立国会図書館等で公開されます。なお、成果報告会での発表を求めることがあります。

### (2) 事業成果の帰属

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成12年法律第44

号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管機関と参画機関の間で取り決めておいてください。

- ・特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・著作権(著作権法)
- ・回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

### (3) 事業成果のオープンアクセスの確保

経費が国の予算から支出されている観点から、受託者は、可能な限り事業成果(アプリケーション等)のオープンアクセスを確保するよう努めていただきます。また、事業で得られた気候変動予測情報等についても、可能な限りデータ統合・解析システム(DIAS)(<http://www.diasjp.net/>)等にアーカイブし、広く公開・提供していただきます。

## 4. 取得資産の取扱い

### (1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします

### (2) 事業終了後の設備備品等の取扱い

事業終了後における設備備品等の取扱いについては、別途、文部科学省との協議となります。

### (3) 汚染資産等の処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分してください。

## IV. 応募にあたっての留意事項

### 1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### (1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### (2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないう程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。(別紙2)

### (3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad 等を通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## 2. 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## 3. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

### (1) 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

#### (ア) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### (イ) 申請及び参加<sup>\*1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 <sup>※3</sup> (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> )
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

## (2) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、受託機関は速やかに調査結果を公表するこ

ととされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 4. 他の競争的研究費制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和4年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となります。

（※）現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブページを御覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 5. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 6. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 7. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙5及び別紙6においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、ご確認ください。

## 8. 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

## 9. 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

1. 主管機関は、事業完了後、速やかに事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
2. 業務実績報告書の提出期限を5月31日とする。
3. 成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各受託機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

## 10. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、組織や機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」  
[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会（H27. 11. 25）]  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
[競争的研究費改革に関する検討会（H27. 6. 24）]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3. 3. 5）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2. 9. 10 改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、 「コアファシリティ構築支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2020.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf)

## 1 1. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等に

においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

#### (留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

## 1.2. 若手研究者の自立的・安定的研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」(平成31年4月23日文科科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手

教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

### 13. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙7を参照してください。

### 14. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## 15. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

○経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 1 6. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

## 1 7. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙 8 参照）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

## 18. 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）や「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

ついては、本事業に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（記載例：別紙9）を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

また、本プランは、業務計画書と合わせて文部科学省環境エネルギー課へ提出していただきます。

なお、提出いただいたデータマネジメントプランは、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省環境エネルギー課での分析に活用いたします。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開をすることがございます。ただし、個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開いたしません。

## 19. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT-Program for the advanced studies of climate change projection (SENTAN) Grant Number 9桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の15桁の体系的番号は、JPMXD07+e-rad 課題番号です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

### ① 論文に関する事業が一つの場合（体系的番号「JPMX07+e-rad 課題番号」）

#### 【英文】

This work was supported by MEXT-Program for the advanced studies of climate change projection (SENTAN) Grant Number JPMX07+e-rad 課題番号.

#### 【和文】

本研究は、文部科学省気候変動予測先端研究プログラム JPMX07+e-rad 課題番号の助成を受けたものです

② 論文に関する事業が複数（二つ）の場合（体系的番号「JPMX07+e-rad 課題番号」 「JPJ123456」）

【英文】

This work was supported by MEXT-Program for the advanced studies of climate change projection (SENTAN) Grant Number JPMX07+e-rad 課題番号 and MEXT YYYY Program Grant Number JPJ123456.

【和文】

本研究は、文部科学省気候変動予測先端研究プログラム JPMX07+e-rad 課題番号, 文部科学省□□事業 JPJ123456 の助成を受けたものです。

## 20. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより御覧いただけます。ぜひ御活用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

（参考）「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

## 21. 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける受託機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた受託機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した受託機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経

費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

## 2.2. 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 2.3. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）<sup>\*1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

## 2.4. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。

(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和3年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和4年3月31日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。ただし、既に令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、新たに提出する必要はありません。なお、

チェックリストの提出は毎年度求められていますので、令和4年4月1日以降、令和4年度版チェックリストを、令和4年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

## 25. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）<sup>\*1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## 26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Radから令和3年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和4年3月31日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。ただし、令和3年

4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究不正行為チェックリストの提出は毎年度求められていますので、令和4年4月1日以降、令和4年度版研究不正行為チェックリストを令和4年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの応募機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

## 27. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

### (1) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間
-------------------	-----------	--------

特定不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(3) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、受託機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、受託機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 28. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長  
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

## V. 問合せ先

本公募に関する問合せ先は以下のとおりです。

問い合わせ先		
文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課 「気候変動予測先端研究プログラム」 公募担当（南、橋本）		
住所	電話・FAX	電子メール
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2	TEL：03-5253-4111（内線4472） FAX：03-6734-4162	kankyou@mext.go.jp

※公募要領は電子媒体のみ用意しております。冊子の請求は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

※今般の新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を実施している場合がありますので、メールにてお問合せいただくようお願いします。

なお、e-Radにおける研究機関・研究者の登録およびe-Radの操作については、以下にお問合せください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ  
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク  
0570-066-877（ナビダイヤル）  
午前9:00～午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く

・ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

## 審査要領

### 1. 審査方法

審査は、文部科学省に設置した審査委員会において「評価項目及び評価方法」（別添1）に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題を最終決定します。

なお、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった実施内容や実施体制、実施計画の見直し等について条件を付することがあります。また、書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正や不足部分の追加を求め、再審査又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合があります。

#### (1) 書面審査

- ・ 書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び評価方法」に基づき審査を行う。
- ・ 提案書類ごとのコメント等を作成する。
- ・ 各提案に対する審査委員の各々のコメント等をもとに、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は提案数を踏まえて決定する。

#### (2) 面接審査

- ・ 審査委員は、領域代表者からのプレゼンテーション及び必要に応じて主要なグループ代表者等からのプレゼンテーションを受け、「評価項目及び評価方法」に基づき審査を行う（必要に応じて面接審査対象者を追加する場合もある）。
- ・ 原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### 2. 審査結果の通知及び公開

#### (1) 審査結果の通知

##### (書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となった場合、領域代表者に連絡するとともに、面接選考の日程、追加で提出を求める資料等について案内します\*。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省より面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがあります。

※面接審査対象外の場合や、面接審査自体が実施されない場合には、連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください。

##### (面接審査)

面接審査の結果、採択に当たっての条件が付された場合、当該提案の領域代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定します。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知します。

(不採択の場合)

選考の結果、不採択となった提案には、すべての選考が終了した段階で、選考結果とともに不採択の主たる理由について書面で通知します。選考途中での不採択等に関する通知は一切行いません。

## (2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択課題の概要を公開します。

## 3. 利害関係者の範囲

公正で透明な評価を行う観点から、審査委員は競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいた時には、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に申し出るとともに、その利害関係を有している競争参加者の審査に加わらないこととします。

- ・ 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ・ 競争参加者と親族関係にある者
- ・ 競争参加者と大学、国研等の研究機関において同一の学科／研究科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- ・ 競争参加者と緊密な共同研究を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは競争参加者の研究開発課題の中での研究分担者等、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- ・ 競争参加者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- ・ その他文部科学省が利害関係者と判断した場合

## 4. その他

- ・ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外しないこととします（ただし、公表され

ている内容はその限りではありません)。また、審査委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理します。

- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に報告しなければなりません。
- ・ 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければなりません。

## 評価項目及び評価方法

### 1. 評価項目

公募要領に記載された趣旨をよく理解し具体的に練られた事業計画であること。そのうえで、以下の観点から評価します。

#### (1) 実施内容に関する評価

- ① 達成目標及び期待される成果が明確かつ具体的であり、実現性・妥当性がある。
- ② IPCC 等の国際的な活動や、国内の緩和策・適応策の検討・実施への貢献などに向けて、我が国が実施することが適当な重要課題であり、内容・研究開発が世界的に高い水準にある優先度の高い取組である。
- ③ 実施内容は、実施内容の要件（Ⅱ. 2（4）参照）を十分に満たしている。

#### (2) 実施体制に関する評価

- ① 参加している機関の役割分担及び責任体制が明確かつ妥当であるとともに、目標達成に向けて連携して実施する体制である。
- ② 本事業を実施するための人員・組織体制が整っており、研究を円滑に実施するための業務管理を適切に遂行できる体制と、研究課題全体に関する事務的管理（研究の運営管理、機関間の調整、財産管理、研究成果の普及等）を実施する機能を有している。
- ③ 領域代表者は、課題全体の計画の着実な推進と、各研究項目の目標達成に向けて、研究を円滑に実施するための計画の調整等の進行管理を行い、統一的な成果を取りまとめるための能力及び指導者性を有している（Ⅱ. 2（2）参照）。
- ④ 研究参画者は、研究参画者の要件（Ⅱ. 2（3）参照）を十分に満たしている。

#### (3) 実施計画に関する評価

- ① 所要経費の内容が妥当であり、有効に使用されることが見込まれる計画となっている。
- ② 達成目標の実現に向けて、具体的かつ適切なプロセスで、期間内に達成できる見通しの計画となっている。

#### (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している。

### 2. 評価方法

応募機関の要件（Ⅱ. 2（1）参照）に適合している提案者の提案内容について、（1）①～③（2）①～④（3）①～②の各項目について、次の3段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案書の得点とし、得点の高い順に採択します。

- 3 点・・・積極的に採択すべき水準にある
- 2 点・・・概ね採択すべき水準にある（内容の一部見直しが必要な場合を含む）
- 1 点・・・採択すべき水準にない（内容の大幅な見直しが必要な場合を含む）

なお、（４）の項目に対して、提案者が以下の認定等を受けている場合、該当する最も配点の高い認定等の点数を当該提案書の得点に加点し、評価を行います。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価を行います。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
  - ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5 点
  - ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.8 点
  - ・ 認定段階 3＝1.1 点
  - ・ プラチナえるぼし認定企業＝1.4 点
  - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
  - ・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝0.5 点
  - ・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝0.6 点
  - ・ プラチナくるみん認定＝0.8 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ ユースエール認定＝0.8 点

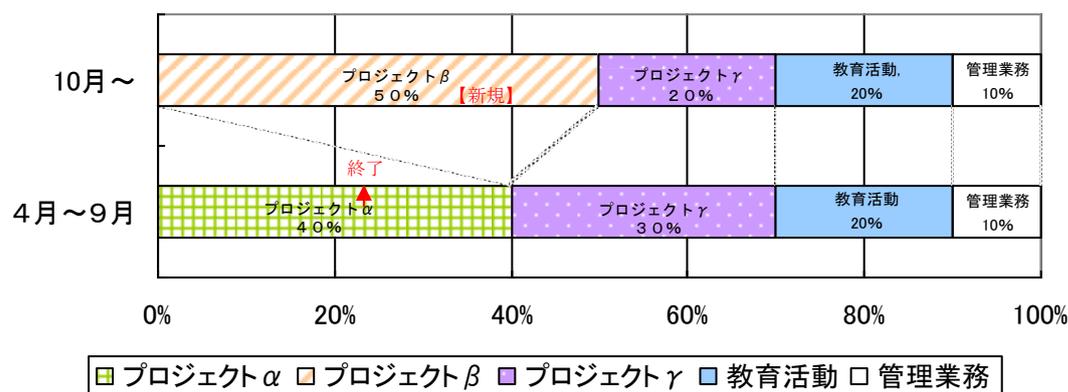
上記に該当する認定等を有しない＝0 点

## エフォートの考え方

## エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」\*を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

\*「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

## 府省共通経費取扱区分表の取扱について

### 1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

※「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

### 2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
  - ・ 大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・ 大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・ 大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・ 大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

### 3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

### 4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定

の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。

- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：気候変動予測先端研究プログラム

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその搬付等に要する経費。設置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（複製・設備費に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。		
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等		
人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ボスワ等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な条件や手続きがあります。詳しくは別紙5をご確認ください。
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するに当たり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）、学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移動費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等という。		
	外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
印刷製本費	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等		
	会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等		
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
その他	その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む）、学会へ参加するための旅費は「旅費」に計上 ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・搬送手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レタカ代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） ・研究以外の業務の代行に係る経費（V/Aアウト経費）等		※「研究以外の業務の代行に係る経費（V/Aアウト経費）」の支出に当たっては、必要な条件や手続きがあります。詳しくは別紙6をご確認ください。
	消費税相当額（委託費のみ）	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「印刷費」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に關して非（不）課税取引となる経費		
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。		
再委託費・共同実施費		委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）。		

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

e-Rad への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書（様式1-1）をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「1. 研究機関手続き編」「2. 研究者  
手続き編」  
「3. 研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

### 公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

### 応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います

### 応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「4. 申請受付編」

研究機関事務分担者用マニュアル「3. 申請受付編」

### 文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

## 研究代表者 (PI) の人件費の支出について

研究代表者 (以下「PI」という。) の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (以下「申し合わせ」という。) を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

### 2. 支出額

PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート (研究者の全仕事時間 100% に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合) を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で PI が設定する。

### 3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費に PI の人件費 (の一部) を計上することについて、PI 本人が希望していること。
- (2) PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。【申し合わせ別紙参照】
- (3) PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

### 4. 申請に係る手続き

- (1) 研究機関は、PI 人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況 (申し合わせ別添様式 1) 及び活用方針 (申し合わせ別添様式 2) を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する (提出先メールアドレスは 6. を参照)。
- (2) PI 及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3) 採択後、PI 及び研究機関は、研究計画書等に PI 人件費を計上する。

### 5. 執行後の手続き

- (1) PI 及び研究機関は、執行年度の翌年度 5 月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2) 研究機関は、執行年度の翌年度 6 月末までに、確保した財源の活用実績の報告書 (申し合わせ別添様式 3) を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調

整室に提出する（提出先メールアドレスは6. を参照）。

## 6. その他

- (1) 研究代表者（PI）の person 費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.（1）及び5.（2）で提出が必要な様式は、以下の文部科学省ウェブページからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm)

- (2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による person 費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、以下の窓口において対応を行う。

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

e-mail : [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

電話 : 03-6734-4014

## 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm)）を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

### 1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PIは所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PIが研究費の直接経費によりPI人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

### 2. 所属研究機関において実施すべき事項等

#### （1）バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1.を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等

- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

## （２）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

## （３）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm))に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、以下のとおり手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること。
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)。

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

- (1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

#### (2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

#### (3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

#### (4) 活動の支援、承認取消

PI等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

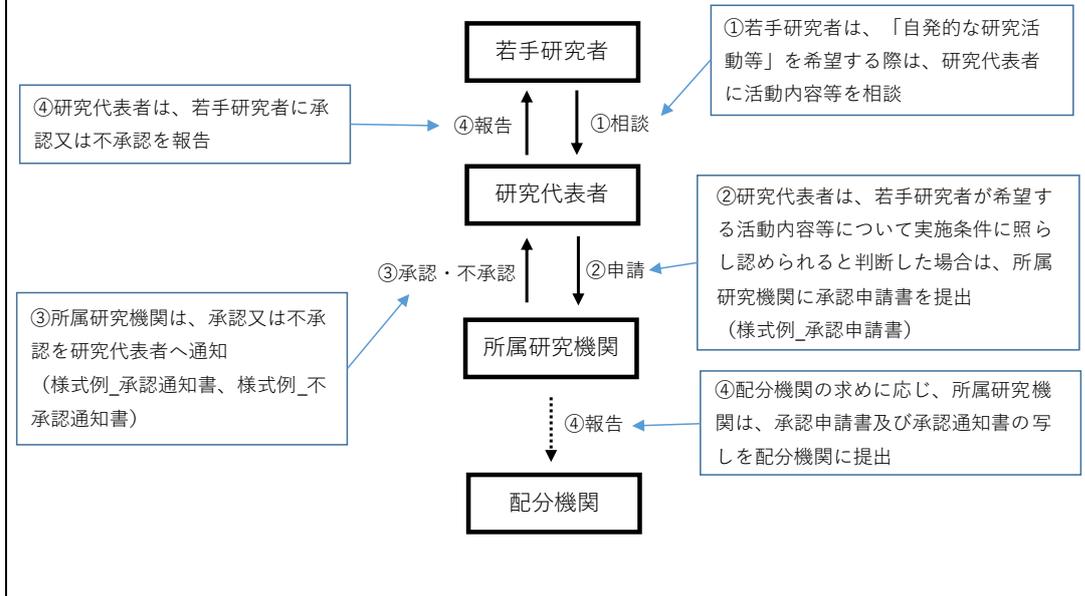
### 5. 様式例

4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、以下の文部科学省ウェブページに掲載しているため、適宜活用いただきたい。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)

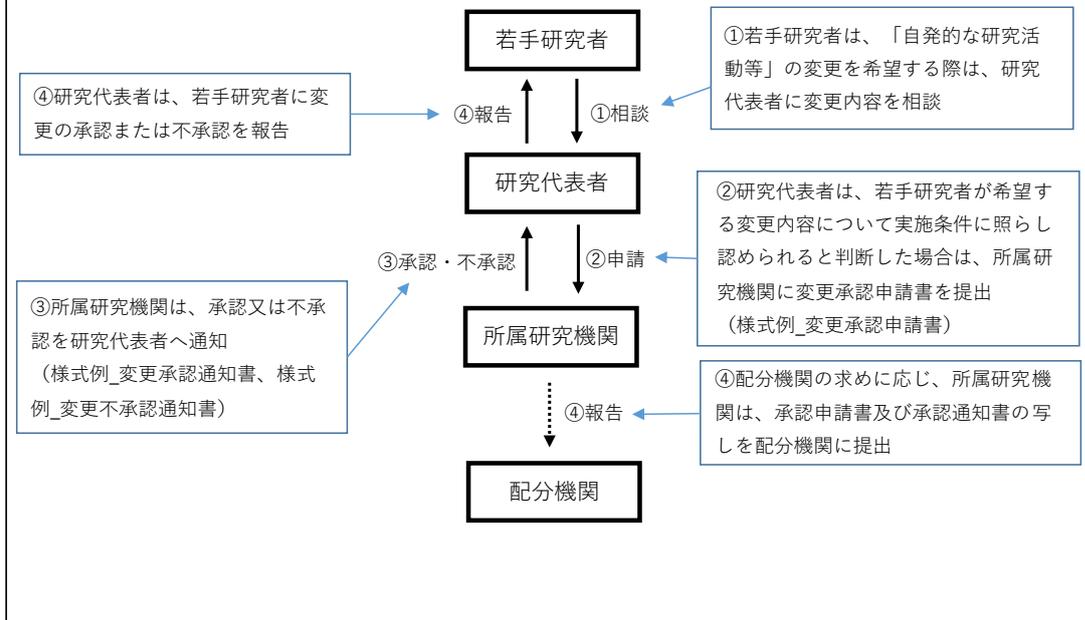
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

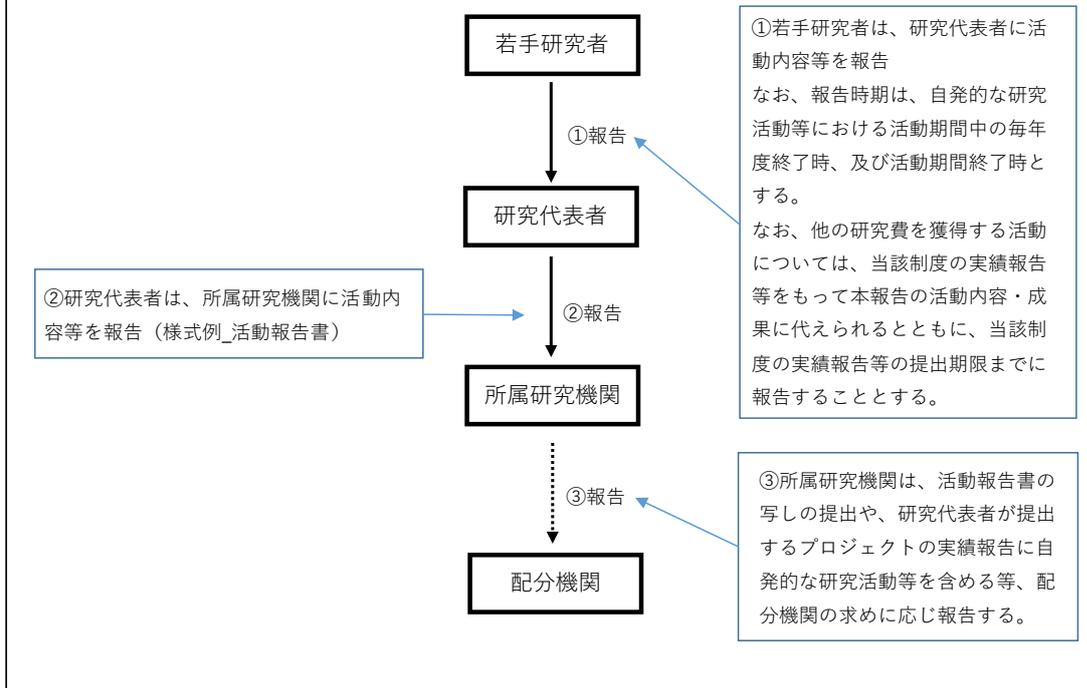


## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

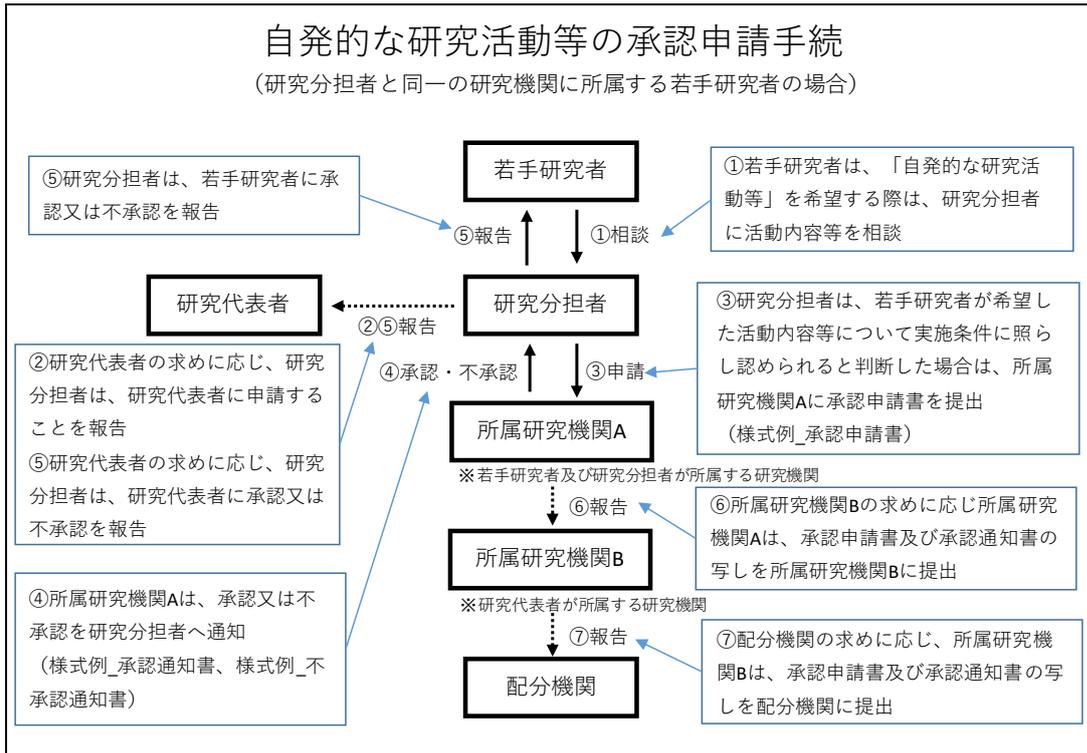


## 自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



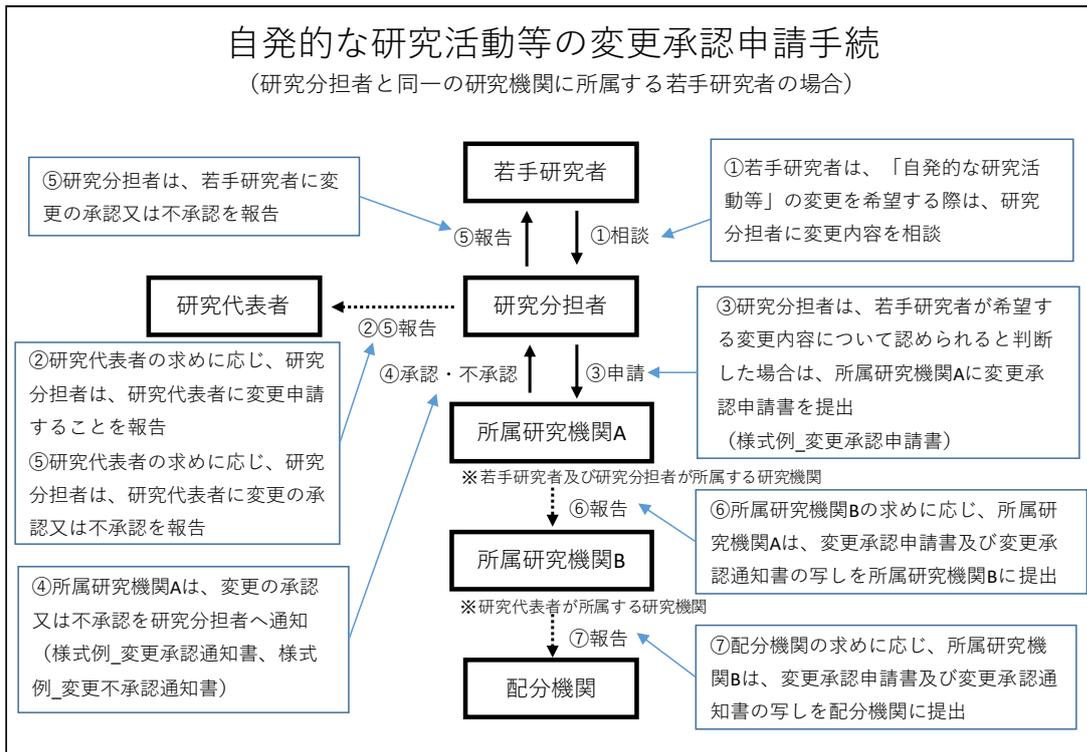
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

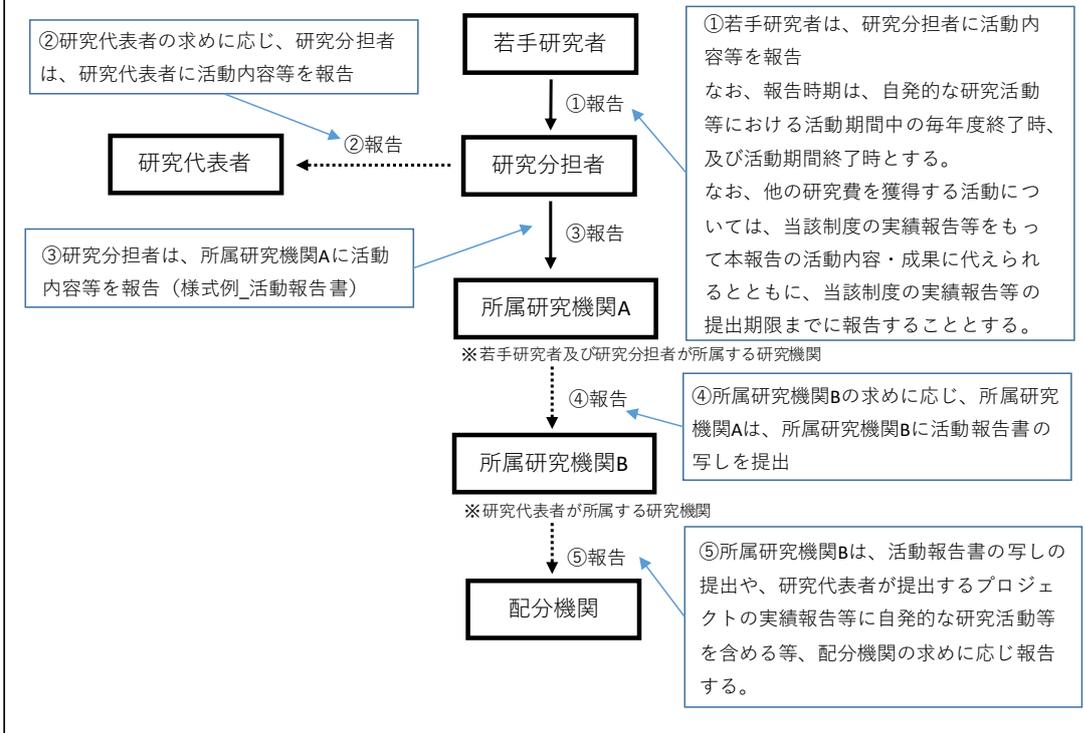


## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



「国民との科学・技術対話」の推進について  
(基本的取組方針)

平成22年6月19日  
科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ① 当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。

- ② 配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③ 「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④ 上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

## (2) 大学・研究機関

- ① 大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ② 研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③ 大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④ 上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。  
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2（1）③の評価対象の一つとする。

## (3) 取組に際して留意すべき事項

- ① 本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ② 研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。  
なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

- ③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。  
受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

### 3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

### 4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

- ① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業  
児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。
- ② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演  
博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。
- ③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演  
大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。
- ④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明  
各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。
- ⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信  
掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

## 実際の活動事例

### ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

#### (事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

#### (事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

### ②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

#### (事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

### ③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

#### (事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

#### (事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

### ④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

#### (事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都－平成22年度産学官連携推進会議－へ参加・出展した。

(参考2)

◎ 日本の研究者数	約83万9千人 (2008年度：総務省調)
(内訳)	
大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等 (NPO含む)	約50万1千人
◎ 競争的資金 (8府省)	55,713件
1 5千万円以上	
・5千万円以上の件数	1,468件(約2.6%)
・上記の研究者数(実数)	1,329人(約2.4%)
2 3千万円以上	
・3千万円以上の件数	2,447件(約4.4%)
・上記の研究者数(実数)	2,188人(約3.9%)
3 1千万円以上	
・1千万円以上の件数	7,291件(約13.1%)
・上記の研究者数(実数)	6,159人(約11.1%)
◎ プロジェクト研究資金 (7府省)	3,780件
1 1億円以上	469件 (約12.4%)
2 5千万円以上	832件 (約22.0%)
3 3千万円以上	1,334件 (約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)

データマネジメントプラン様式例、記入例

1. 対象システム		2. システム情報		3. 担当情報		4. 担当システム	
システム名	システムID	システム名	システムID	担当者	担当部署	システム名	システムID
システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	担当者	担当部署	システムA	SYSA001
システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	担当者	担当部署	システムB	SYSB002
システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	担当者	担当部署	システムC	SYSC003

No.	担当システム	担当システムID	担当システム名	担当システムID														
1	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001	システムA	SYSA001
2	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002	システムB	SYSB002
3	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003	システムC	SYSC003